

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著



加速化プランでの対応

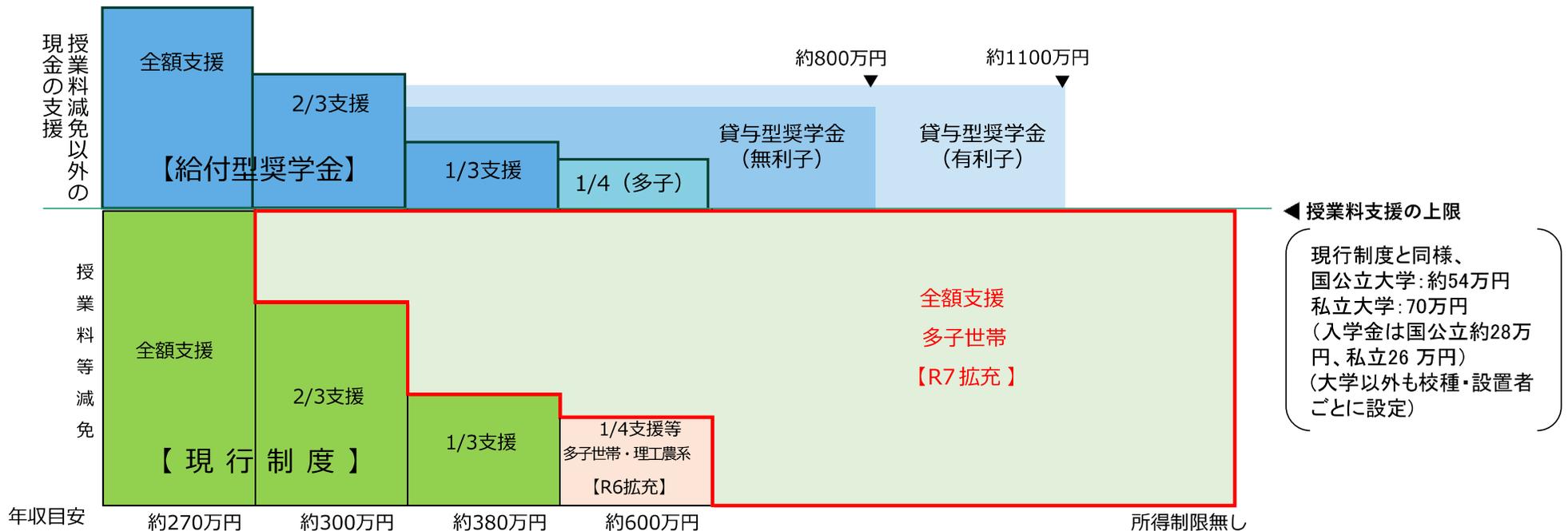
高等教育費支援の大幅拡充

- **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）**
 - **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
 - * 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
 - 2025（令和7）年度から実施
 - * **多子世帯：扶養される子供が3人以上の世帯**（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）



目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

○子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする
 ※子供が多い家庭への支援という趣旨

○あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

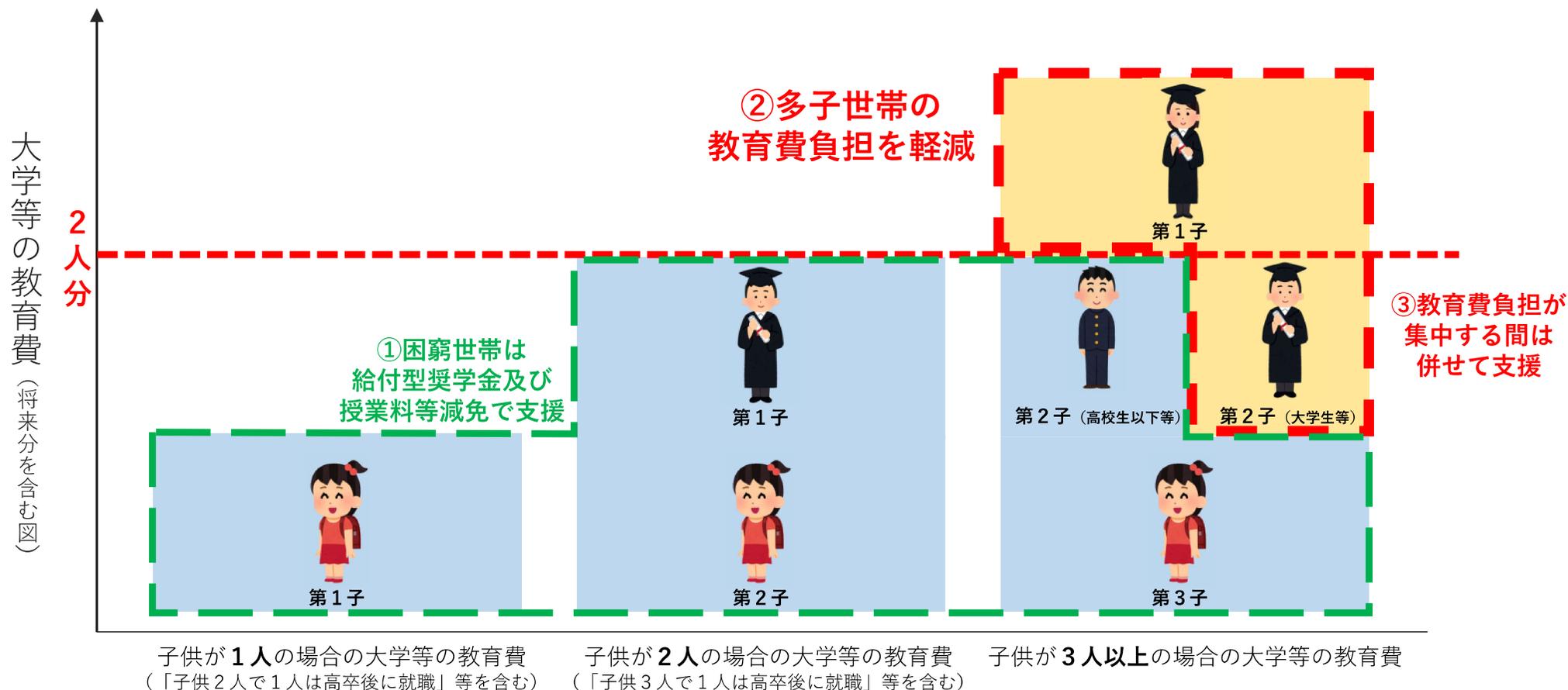
目指す効果 (例)

○「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持ってない」という状況を改善

※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。

※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。

○多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。



令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問1 多子世帯への授業料等無償化とはどのような内容で、いつからはじまるのですか。

⇒ 令和7年度から、子供を3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とします。(令和7年4月に入学する方・令和7年4月時点で前年度から在学中の方のいずれも対象となります。)

問1-2 令和6年度から始まった多子世帯の中間層への支援(第IV区分(多子))との関係は、どうなるのでしょうか。

⇒ 第IV区分(多子)の場合、現在、授業料等減免・給付型奨学金は全額支援の4分の1の支援となっています。令和7年度からは、所得制限は設けず、授業料等が全額支援となります。給付型奨学金については、令和7年度以降も4分の1の支援を受けることができ、支援が充実することとなります。

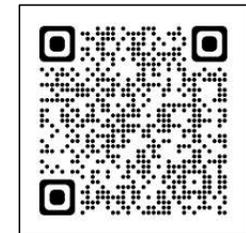
問2 対象となる大学等はどこですか。

⇒ 無償化の対象となるのは、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校のうち、一定の要件を満たすことが確認されたものです。対象機関リストは次のとおりです。

※文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm
 トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度

> 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等)

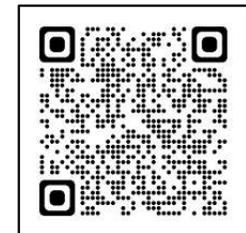
⇒ 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト(全機関要件確認者の公表情報とりまとめ)



3,190

令和5年12月1日現在

学校コード	区分	学校種	確認大学等				機関要件確認日	機関要件確認者	備考
			名称	所在地	所在県	開設年度			
F101110100010	国立	大学	北海道大学	北海道札幌市北区北8条西5丁目	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100029	国立	大学	北海道教育大学	北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100038	国立	大学	室蘭工業大学	北海道室蘭市水元町27番1号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100047	国立	大学	小樽商科大学	北海道小樽市緑3-5-21	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F101110100056	国立	大学	帯広畜産大学	北海道帯広市稲田町西2線11番地	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	

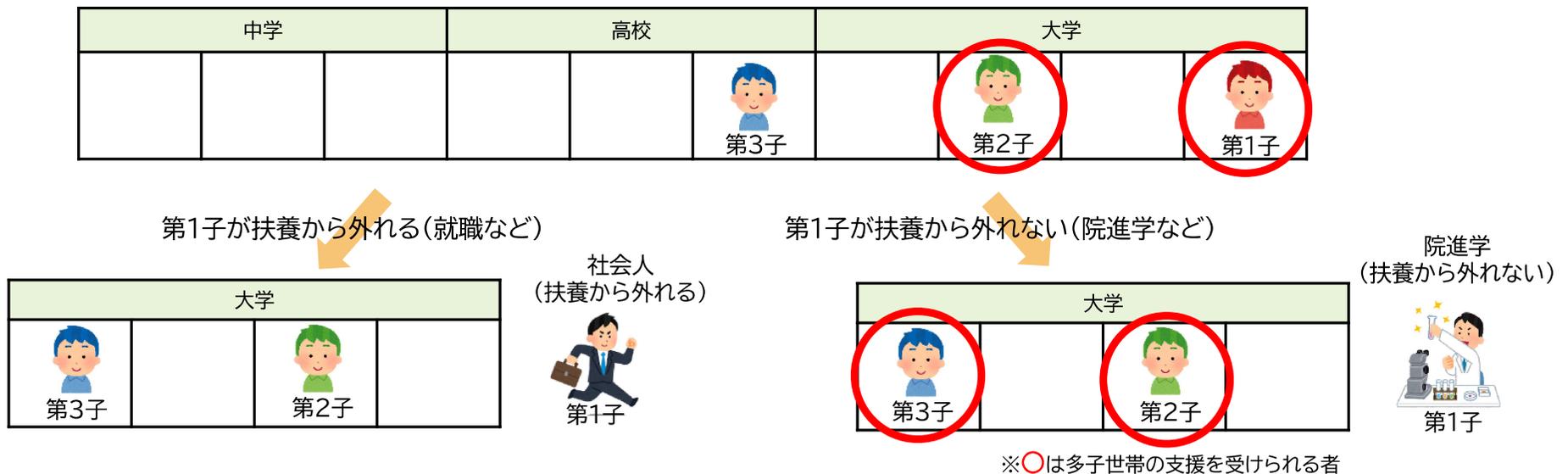


令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問3-1 大学院生は対象とならないのですか。

⇒ 現行制度と同様、大学院生は支援対象とはなりません。例えば第1子が大学院へ進学し、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

例：多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ(2歳差の3人きょうだい)



問3-2 留年した場合はどのようになりますか。

⇒ 現行制度と同様、留年した場合は本人の支援を打ち切りとなります。例えば第1子が留年したとしても、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問4-1 「国が定める一定の額」とはいくらですか。

⇒ 現行制度における全額支援と同額の入学金・授業料を支援します。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※在校生は授業料のみ減免対象となります

問4-2 住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)に該当する所得の多子世帯である場合、どのような支援となりますか。

⇒ 授業料等、給付型奨学金のいずれも従来のとおり全額が支援されます。(今回の制度改革に伴う増額ははありません。)

問4-3 住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ、Ⅲ区分)に該当する所得の多子世帯である場合、どのような支援となりますか。

⇒ 授業料等は、支援額が全額支援に増額します。給付型奨学金は従来のとおり、全額支援の3分の2(第Ⅱ区分)、3分の1(第Ⅲ区分)の支援となります。

問4-4 授業料等無償化の支援はどのように行われるのですか。

⇒ 今回の授業料等無償化は、現行制度における支援と同様に、大学を通じて行われます。このため直接、学生本人に現金が支給されるものではありません。

問4-5 なぜ支援額の上限があるのでしょうか。

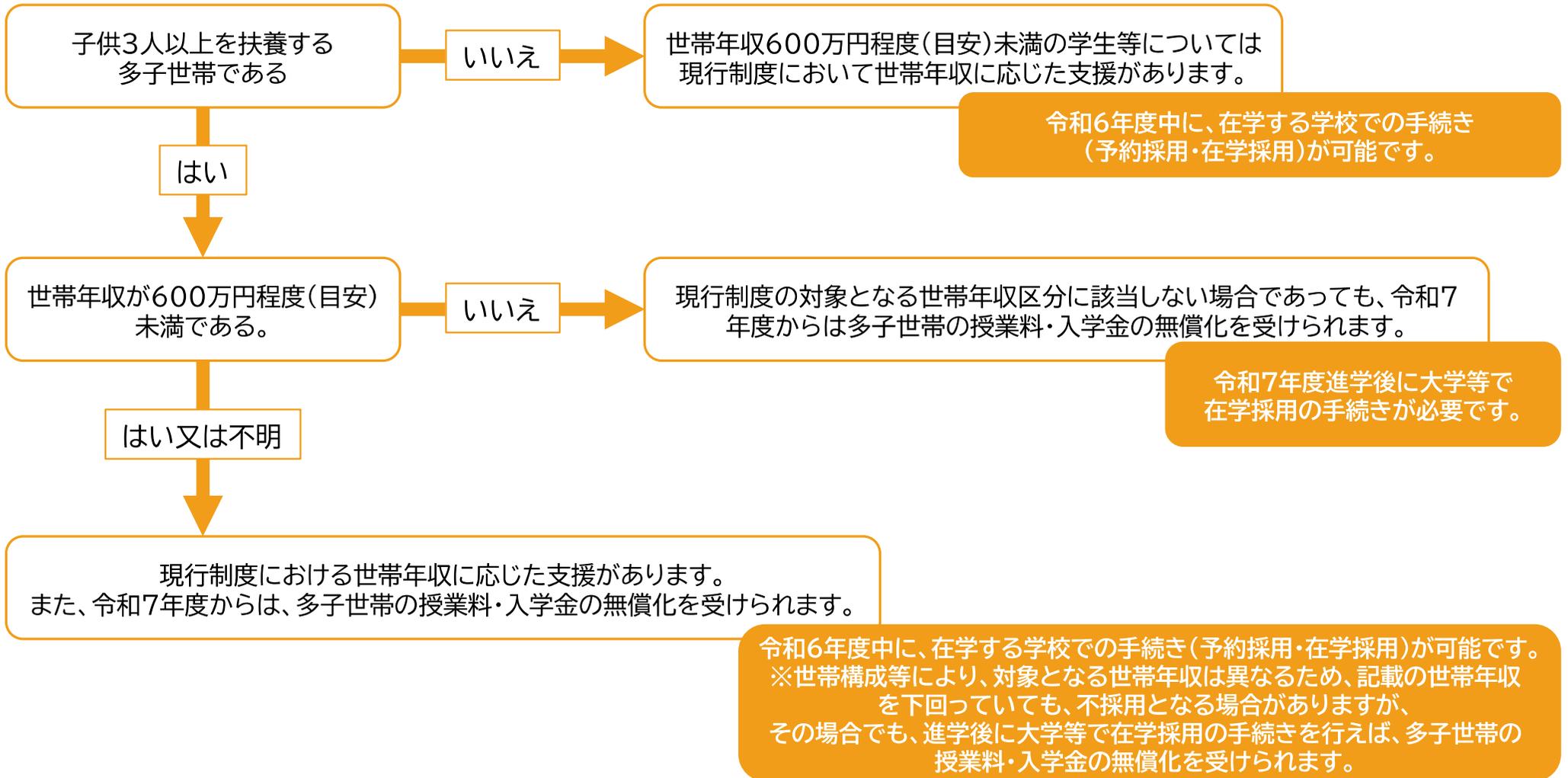
⇒ 本制度では、授業料が各大学によって様々であるため、国として一定の考えに基づいて支援上限額を設定し、その上限額まで支援することとしています。

問5 令和7年度から支援を受けるためには、いつ申し込めばよいですか。

⇒ 現行制度には、高校3年生段階で申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」の2種類があります。多子世帯の授業料等無償化の開始年度である令和7年度については、「在学採用」での申込のみの予定です。なお、令和6年度中の予約採用申込において、不採用となった場合でも、令和7年度の在学採用では採用される場合もあることにご留意ください。

多子世帯の学生等に対する支援の申込方法について

※下記に記載の世帯年収は目安であり、世帯構成等により、対象となる世帯年収は異なります。
なお、原則として、申込年の前年1月～12月の収入をもとに判定を行います。申し込み時期によっては、前々年1月～12月の収入を用いる場合があります。



令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

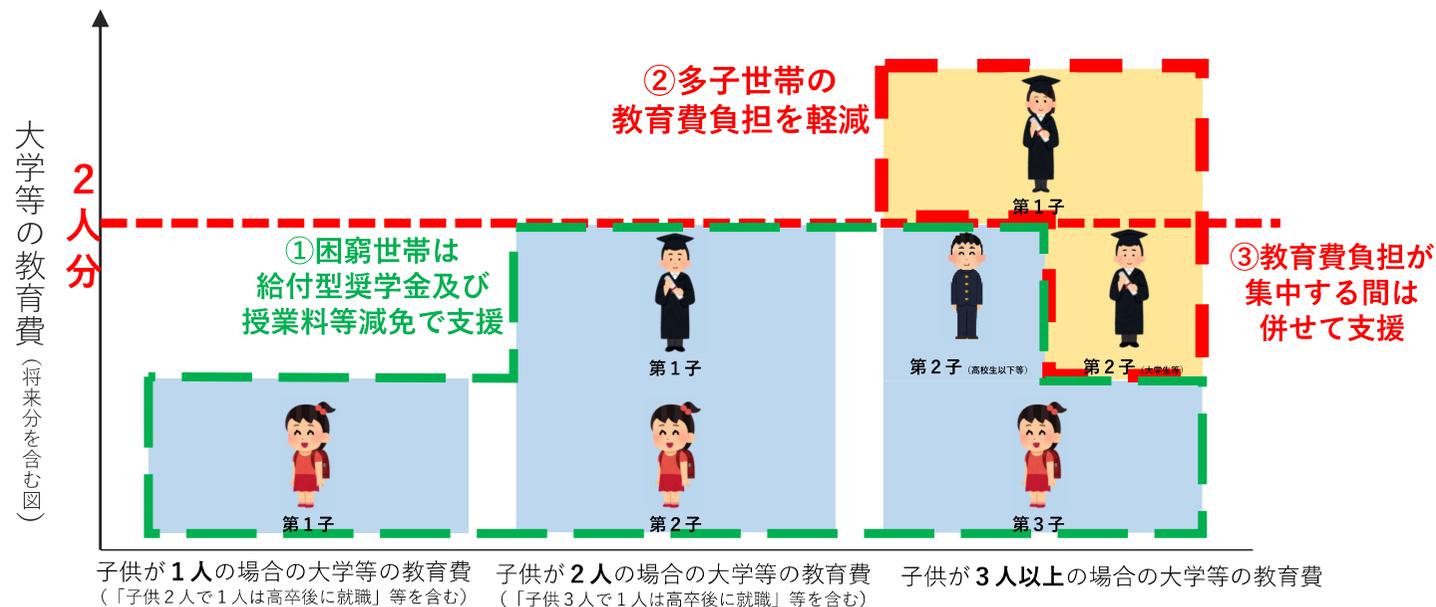
問6-1 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申込時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子供の数が3人以上であることとしています。仮にそのご家庭に子供が3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていけば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象とはなりません。

問6-2 多子世帯であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供が対象となります。例えば、子供を3人以上同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

長子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、多子世帯への授業料等無償化の支援は終了します。



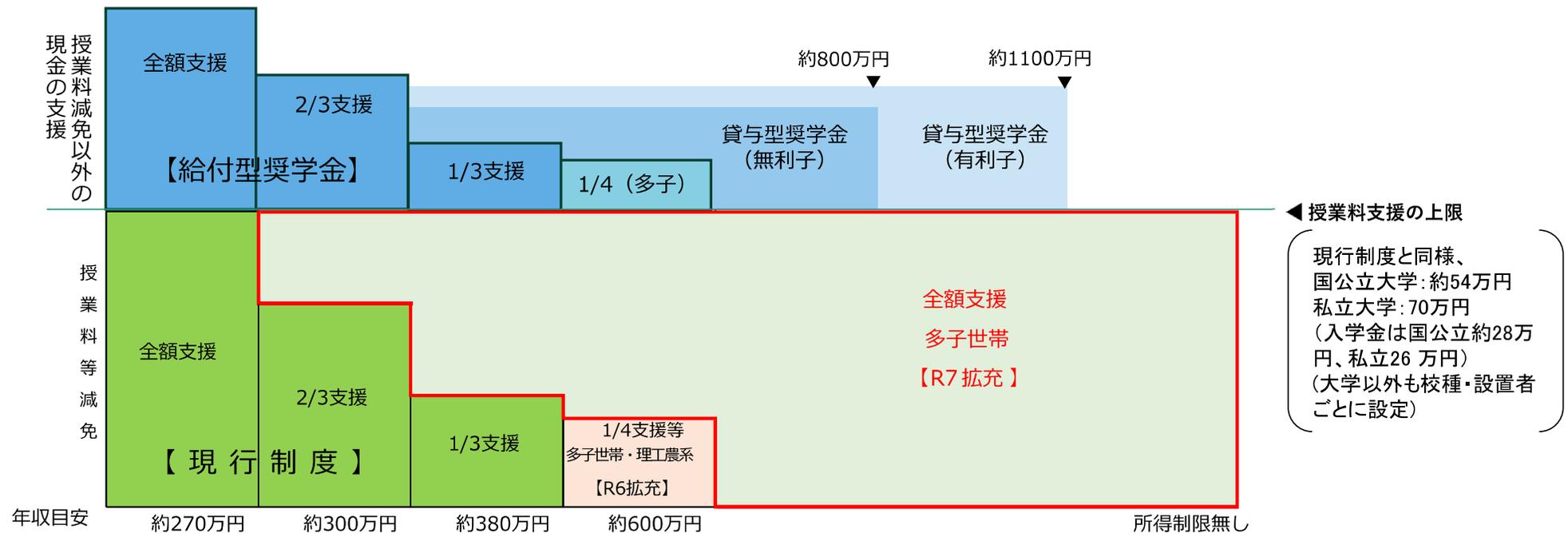
問6-3 多子世帯の考え方は、児童手当と異なるのでしょうか。

⇒ 本制度における支援は「扶養する子供が3人以上」の世帯としており、年齢に着目していません。(児童手当においては、多子の対象となる子供の数は、扶養の有無ではなく22歳となる年度末までと、年齢に着目したものとなっています。)

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問7-1 子供が1人又は2人の世帯は、何も支援されないのでしょうか。

⇒ 子供が1人又は2人の世帯についても、現行制度による支援を引き続き実施するほか、基準を満たす希望者全員に対する貸与型奨学金も実施するとともに、高等教育費の負担軽減について、引き続き検討してまいります。



3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			支援対象外 
大学生	支援対象 	支援対象  支援対象 	支援対象外 
高校生以下	 		

第1子が扶養から外れた場合、
 第2・第3子は支援対象外に
※現行制度における世帯年収に応じた
 支援は受けられる可能性があります。

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ①(2歳差の3人きょうだい)

第1子の
進学前年

中学			高校			大学		
								
	第3子		第2子		第1子			

進学1年目

中学			高校			大学		
								
	第3子		第2子		第1子			

進学2年目

中学			高校			大学		
								
		第3子		第2子		第1子		

進学3年目

中学			高校			大学		
								
			第3子		第2子	第1子		

進学4年目

中学			高校			大学		
								
				第3子		第2子		第1子

第1子が扶養から外れる(就職など)

大学			
			
第3子		第2子	

社会人
(扶養から外れる)



第1子が扶養から外れない(院進学など)

大学			
			
第3子		第2子	

院進学
(扶養から外れない)



※○は多子世帯の支援を受けられる者

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ②(3歳差の3人きょうだい)

第1子の
進学前年

小学	中学		高校		大学		
 第3子		 第2子		 第1子			

進学1年目

中学		高校		大学		
 第3子		 第2子		 第1子		

進学2年目

中学		高校		大学		
	 第3子		 第2子		 第1子	

進学3年目

中学		高校		大学		
		 第3子		 第2子		 第1子

進学4年目

中学		高校		大学		
		 第3子		 第2子		 第1子

第1子が扶養から外れる(就職など)

大学		
	 第2子	

社会人
(扶養から外れる)



第1子が扶養から外れない(院進学など)

大学		
	 第2子	

院進学
(扶養から外れない)



※○は多子世帯の支援を受けられる者